

住民税

本試験問題

〔第一問〕問1

令和6年度分の個人住民税における所得控除制度に関し、所得税における取扱いとの違いに留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 所得控除制度の趣旨
- (2) 障害者控除の意義及び概要
- (3) 扶養控除の意義及び概要

〔第一問〕問2

給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（退職所得の特別徴収を除く。）について、次の事項に言及しつつ述べなさい（定額減税の影響はないものとして記述すること。）

- ① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- ② 給与支払報告書の提出義務
- ③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知
- ④ 給与支払報告書及び特別徴収税額通知の電子化

〔第二問〕(1)

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式（非上場）	年1回	1月	令和5年5月15日	令和5年4月10日	360,000
b 株式（上場）	年1回	12月	令和5年2月16日	令和5年1月30日	140,000

- (注1) a 株式に係る収入は剰余金の配当である。
 (注2) a 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において総合課税により申告されている。
 (注3) b 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

〔第二問〕(1)

⑥ 医療機関に支払った金額

- ・甲の妻の疾病の診察・治療にかかった医療費 42,000円
- ・甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 250,000円
- ・甲の長男の子の疾病の診察・治療にかかった医療費 37,000円

(注) 生命保険契約に基づく保険金の支払いにより、甲の妻、甲の長男、甲の長男の子それぞれの医療費の半額分が補てんされている。

〔第二問〕(2)

⑥ 令和5年中に支出した寄附金の額

- ・H県に対して寄附した金額 10,000円
- ・I県に対して寄附した金額 15,000円
- ・I県L市に対して寄附した金額 10,000円
- ・I県M市に対して寄附した金額 20,000円
- ・I県N市に対して寄附した金額 5,000円
- ・I県O市に対して寄附した金額 25,000円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、寄附先の自治体全ての領収書が添付されている。なお、寄附先の自治体は全て地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

〔第二問〕(4)

④ 令和5年中に支出した寄附金の金額

- ・T県U市に対して寄附した金額 27,000円

(注) 甲の長男の妻は確定申告書を提出しておらず、T県U市に対して寄附した金額については地方税法附則第7条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、T県U市は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

〔第一問〕(7)

(7) 甲の母（昭和19年10月3日生）（甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。）の所得等の状況

- ① 甲の父の確定申告書において、甲の父の配偶者とされている。
- ② 身体障害者手帳を有しており、障害の程度は1級とされている。
- ③ 障害年金の収入金額 1,640,800円

TAC予想問題

●直前予想答練〔第一問〕問1

個人住民税の扶養控除に関し、その意義及び制度の概要について説明しなさい。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕問1

給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- (1) 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- (2) 給与所得以外の所得がある場合の取扱い
- (3) 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の決定手続

●直前予想答練〔第二問〕(5)

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
l 株式（上場）	年1回	6月	R5. 9. 25	R5. 8. 25	32,600
m 株式（非上場）	年1回	12月	R5. 2. 25	R5. 2. 24	89,300

- (注1) l 株式の配当については、N源泉徴収選択口座内で保管され、分離課税により申告されている。
 (注2) m 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されている。

●直前対策補助問題 第2回 甲の所得等の状況

(7) 医療機関に支払った金額

- ① 甲の疾病の診察・治療にかかった医療費 540,000円
- ② 甲の妻の疾病の診察・治療にかかった医療費 20,000円
- ③ 甲の長女の疾病の診察・治療にかかった医療費 53,000円
- ④ 甲の長女の子どもの疾病の診察・治療にかかった医療費 12,000円

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

●全国公開模試〔第二問〕(1)

⑪ 支払寄附金額

- ・T市に対して寄附した金額 60,000円
- ・U県に対して寄附した金額 50,000円

寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、T市の領収書及びU県の領収書が添付されている。なお、T市及びU県は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

●直前予想答練〔第二問〕(3)

③ 令和5年中に支出した寄附金の金額

- ・I県S市に対して寄附した金額 65,000円

(注) 甲の長女は確定申告書を提出しておらず、S市に対して寄附した金額については地方税法附則第7条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、S市は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕(6)

(6) 甲の母（昭和21年10月5日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）の所得等の状況

- 身体障害者手帳2級を所持しており、障害基礎年金を544,000円得ている。
- 甲の確定申告書において甲の扶養控除の対象者とされている。